

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考
第1	1	1	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの(注1)	神経・精神	(喪)100%、 (自賠)400Q	<p>(注1)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作について、常に他人の介護を要する状態とされる。高次脳機能障害の場合は、食事・入浴・用便・更衣等に常時介護を要する場合(以下単に「要常時介護状態」という)のほか、「高度の認知症や情意の荒唐があるため、常時監視を要する」場合も挙げられている。自賠責保険の基準については28頁参照。</p> <p>また、脳損傷や脊髄損傷による麻痺がある場合には、高度の四肢麻痺、中等度の四肢麻痺で、要常時介護状態の場合、脳損傷による高度の片麻痺で、要常時介護状態の場合、脊髄損傷による高度の対麻痺、脊髄損傷による中等度の対麻痺で、要常時介護状態の場合が示されている。胸腹部臓器の障害の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。</p> <p>(注2)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作について、随時介護を要するものを指すが、高次脳機能障害の場合は、食事・入浴・用便・更衣等に随時介護を要する場合(以下単に「要随時介護状態」という)のほか、認知症・上位の障害・幻覚・妄想・頻回の発作性意識障害等のため随時他人による監視を必要とする場合や、自宅内の日常生活動作は一応できるが、一人で外出することなどが困難で、外出の際には他人の介護を必要とする場合が挙げられている。</p> <p>麻痺の場合については、脳損傷による、高度の片麻痺、中等度の四肢麻痺で要随時介護状態の場合、脊髄損傷による、a中等度の四肢麻痺、b軽度の四肢麻痺で要随時介護状態の場合、c中等度の対麻痺で要随時介護状態の場合が挙げられている。胸腹部臓器の障害の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。</p> <p>(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したものと(手指の用廃については注9参照)をいふ。上肢神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢については、下肢の3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。</p> <p>(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。</p> <p>(注5)生命維持に必要な身のまわりの処理の動作は可能であるが、労務にすることができない状態とされる。高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による中等度の四肢麻痺、脊髄損傷による、軽度の四肢麻痺及び中等度の対麻痺が該当するとされている。胸腹部臓器の場合は、臓器の障害態様ごとに詳細な基準が定められている。</p> <p>(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったものを指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中節骨とを離断した場合が該当する。</p> <p>(注7)咀嚼機能の著しい障害とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないもの、また、言語機能の著しい障害とは、以下4種の語音のうち2種の発音不能のもの又は総合機能に障害があるため、言語のみを用いては意思を疎通することができないもの、とされる。 a口唇音(ま行音、は行音、ぱ行音、わ行音、ぶ) b歯舌音(な行音、た行音、だ行音、ら行音、ざ行音、じゅ、し、ざ行音、じゅ) c口蓋音(か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん) d喉頭音(は行音)</p> <p>(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。</p> <p>(注9)手指の用廃、とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節間関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表皮感覚が完全に脱失したものを、が該当する。</p> <p>(注10)高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による、軽度の四肢麻痺、中等度の片麻痺、高度の単麻痺がある場合、脊髄損傷によるa軽度の対麻痺、b下肢の高度の単麻痺がある場合が挙げられている。また、てんかんについては、1か月に1回以上の発作があり、かつ、その発作が「意識障害の有無を問わず転倒する発作」又は「意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作」(以下「転倒する発作等」という)であるものとされる。</p> <p>(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。</p>
		2	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの(注1)	胸腹部	(喪)2700~3100 (赤)2800 (人傷)1600	
	2	1	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(注2)	神経・精神	(喪)100% (自賠)300Q (青)	
		2	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの(注2)	胸腹部	2300~2700 (赤)2370 (人傷)1300	
第2	1	1	両眼が失明したもの	眼	(喪)100% (自賠)300Q (青)	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	咀嚼および言語の機能を廃したもの	咀嚼・言語		
		3	上肢を肘関節以上で失ったもの	上肢		
		4	両上肢の用を全廃したもの(注3)	上肢		
		5	両下肢をひざ関節以上で失ったもの	下肢		
		6	両下肢の用を全廃したもの(注3)	下肢		
	2	1	眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの(注4)	眼	(喪)100% (自賠)259Q (青)	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	両眼の視力が0.02以下になったもの(注4)	眼		
		3	両上肢を手関節以上で失ったもの	上肢		
	3	1	両下肢を足関節以上で失ったもの	下肢	(喪)100% (自賠)221Q (青)	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの(注4)	眼		
		3	咀嚼または言語の機能を廃したもの	咀嚼・言語		
		4	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(注5)	神経・精神		
		5	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(注5)	胸腹部		
	4	1	両手の手指の全部を失ったもの(注6)	手指	(喪)92% (自賠)188Q (青)	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
1		両眼の視力が0.06以下になったもの(注4)	眼			
2		咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの(注7)	咀嚼・言語			
3		両耳の聴力を全く失ったもの(注8)	耳			
4		上肢をひじ関節以上で失ったもの	上肢			
5		下肢をひざ関節以上で失ったもの	下肢			
6		両手の手指の全部の用を廃したもの(注9)	手指			
7		両足をリスフラン関節以上で失ったもの	足			
1		眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの(注4)	眼			
2		神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの(注10)	神経・精神			
5		3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	胸腹部		
4	1	上肢を手関節以上で失ったもの	上肢			
5	1	下肢を足関節以上で失ったもの	下肢			
6	1	上肢の用の全廃したもの(注3)	上肢			
7	1	下肢の用の全廃したもの(注3)	下肢			
8	1	両足の足指の全部を失ったもの(注11)	足指			

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考
第2	6	1	両眼の視力が0.1以下になったもの(注4)	眼		(注4)視力は万国式視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの(注7)	咀嚼・言語		(注7)咀嚼機能の著しい障害とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないもの、また、言語機能の著しい障害とは、以下4種の言語のうち2種の発音不能のもの又は綴音機能に障害があるため、言語のみを用いて意思を疎通することができないもの、とされる。 a 口唇音(ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ぶ、) b 歯舌音(な行音、た行音、だ行音、ざ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ) c 口蓋音(か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん) d 喉頭音(は行音)
		3	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの(注12)	耳		(注12)両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上80dB未満であり、かつ、最高明瞭度が30%以下のもの、とされる。
		4	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注13)	耳	(喪)67% (自賠)1296 (青) 1100~1300 (赤)1180 (人傷)600	(注8)聴力障害は、オージオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注13)1耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のものであり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが70dB以上のものをいう
		5	脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの(注14)	脊柱		(注14)「著しい変形」とは、エックス線写真、CT画像又はMR画像(以下「X線写真等」という)により、せき椎圧迫骨折等を確認でき、aせき椎圧迫骨折等により2個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少し、後彎が生じているもの、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の個当たりの高さ以上であるもの、bせき椎圧迫骨折等により、1個以上の椎体の前方椎体高が減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の個当たりの高さの50%以上、後彎が生ずるとともに、コブ法による側彎度が50度以上となっているもの、 「著しい運動障害」に該当するためには、頸部及び胸腹部が強直した状態であるが、次のaからcのいずれかに該当する必要がある。a頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が生じていることが線写真等により確認できるもの、b頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの、c項背筋部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの。
		6	上肢の3関節中の2関節の用を廃したもの(注15)	上肢		(注15)a関節が強直したもの(肩関節にあっては、肩甲上腕関節がゆがみ骨性強直していることがX線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動は可動するものの、自働運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったものにあるもの)、c人工関節・人工骨頭をそっくり置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用廃とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
		7	下肢の3関節中の2関節の用を廃したもの(注15)	下肢		(注15)同前
		8	手の5手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの(注6)	手指		(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)において、基節骨と中節骨とを離断した場合が該当する。
	7	1	眼が失明し、他眼の視力が0.6以下のなったもの(注4)	眼		(注4)視力は万国式視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注16)	耳		(注16)両耳の平均純音聴力レベルが70dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上であり、かつ、最高明瞭度が50%以下のもの、とされる。
		3	1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注17)	耳		(注8)聴力障害は、オージオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注17)1耳の平均純音聴力レベルが90dB以上であり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが60dB以上のもの。
		4	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの(注18)	神経・精神		(注18)高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による、軽度の片麻痺ないしは中等度の単麻痺、脊髄損傷による1下肢の中等度の単麻痺、の場合が挙げられている。またてんかんの場合は、「転倒する発作等が数ヶ月に1回以上あるもの又は転倒する発作等以外の発作が1月に1回以上あるもの」とされる。カウザルギー、RSDの重度のものもこの等級と評価される。
		5	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	胸腹部		(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
7	6	手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの(注19・注6)	手指	(喪)56% (自賠)1051 (青) 900~1100 (赤)1000 (人傷)500	(注6)母指の場合は、指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)において、基節骨と中節骨とを離断した場合が該当する。	
	7	手の5手指または親指を含み4の手指の用を廃したもの(注19・注9)	手指		(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。	
	8	足をリスフラン関節以上で失ったもの	足		(注9)手指の用廃とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(健側のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表皮感覚が完全に脱失したものが、該当する。	
	9	上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの(注20)	上肢		(注20)次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものとされる。上肢については、上腕骨の骨幹部又は骨幹部(以下「骨幹部等」という)にゆがみ不全を残すもの、橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆがみ不全を残すものであり、下肢については、a大腿骨の骨幹部等にゆがみ不全を残すもの、b脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆがみ不全を残すもの、c脛骨の骨幹部等にゆがみ不全を残すもの、である。	
	10	下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの(注20)	下肢		(注20)同前	
	11	両足の足指の全部の用を廃したもの(注21)	足指		(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
	12	外貌に著しい醜状を残すもの(注22)	外貌		(注22)「外貌」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいい、著しい醜状は、a頭部の、てのひら大(指の部分は含まない)以上の癩痕又は頭蓋骨の手のひら大以上の欠損、b顔面部、鶏卵大面以上の癩痕又は10円銅貨大以上の組織陥凹、c頸部のてのひら大以上の癩痕、が該当する。なお、平成23年5月の改正で男女間の等級評価の相違がなくなるとともに、従前の基準にあった5cm以上の線状痕については評価が下げられ、9級1号「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とされた。	
	13	両側の睾丸を失ったもの	生殖器			

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考
第2	8	1	眼が失明し、又は眼の視力が0.02以下になったもの(注4)	眼		(注4)視力は万国式視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	脊柱に運動障害を残すもの(注23・注24)	脊柱		(注23)以下の及びが該当する。 (イ)線写真等によって頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が確認できる場合、(ロ)頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われた場合、または、(ハ)頸背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められる場合のいずれかに該当し、頸部又は胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されたもの。なお参考可動域角度は以下のとおり。 頸部 前屈60°・後屈50° 回旋 左・右各60° 側屈左・右各50° 胸 前屈45°・後屈30° 回旋 左・右各40° 側屈左・右各50° 頭蓋・上位頸椎間に著しい異常可動性が生じたもの。 (注24)等級表には規定されていないが、障害認定実務では、以下の場合を、「せき柱に中程度の変形を残すもの」として、「8級相当」の障害と認定している。 線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するもの。 せき椎圧迫骨折により、1個以上の椎体の前方椎体高が減少し(減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上)後彎が生じていること。 環椎又は軸椎の変形・固定(環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。)により、次のいずれかに該当するもの。このうち、(a)及び(b)については、軸椎以下のせき柱を可動させずに(当該被災者にとっての自然な肢位で)、回旋位又は屈曲・伸展位の角度を測定する。 a 6度以上の回旋位となっているもの b 50度以上の屈曲位又は60度以上の伸展位となっているもの c 屈曲位となっており、線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度が30度以上の斜位となっていることが確認できるもの
		3	手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの(注6・注19)	手指	(喪)45% (自賠)819 (青) 750~870 (赤)830 (人傷)400	(注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったものを指すとされ、a手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを切断した場合が該当する。 (注19)手指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格上げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
		4	手の親指を含み3の手指の用を廃したものの又は親指以外の4の手指の用を廃したもの(注9・注19)	手指		(注9)手指の用喪とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指節間関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹面および側部の深部感覚及び表皮感覚が完全に脱失したものが該当する。 (注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
		5	下肢を5センチメートル以上短縮したもの	下肢		(注15)a関節が強直したもの(偽関節にあつては、肩甲上腕関節がゆなし骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったもの)であるもの、c人工関節・人工骨頭をその入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用喪とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
		6	1上肢の3関節中の1関節の用を廃したもの(注15)	下肢		(注15)a関節が強直したもの(偽関節にあつては、肩甲上腕関節がゆなし骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったもの)であるもの、c人工関節・人工骨頭をその入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用喪とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
		7	1下肢の3関節中の1関節の用を廃したもの(注15)	下肢		(注15)a関節が強直したもの(偽関節にあつては、肩甲上腕関節がゆなし骨性強直していることがエックス線写真により確認できるものも該当する)、b関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態(他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったもの)であるもの、c人工関節・人工骨頭をその入置換した関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、が該当する。 なお、人工関節や人工骨頭置換術が行われた場合については、平成16年基準改定以前はそれだけで用喪とされていたものが、同改定から現在のとおり変更された。
		8	1上肢に偽関節を残すもの(注25)	上肢		(注25)上肢については、上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要としないもの)、(イ)橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの(ただし、常に硬性補装具を必要としないもの)、(ロ)橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、時々硬性補装具を必要とするものが該当する。
		9	1下肢に偽関節を残すもの(注25)	下肢		(注25)下肢については、a大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、b脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの、c脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すものが該当する(ただし、a~cいずれの場合も、常に硬性補装具を必要としない状態である場合)。
		10	足の足指の全部を失ったもの(注11)	足指		(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考
第2	9	1	両眼の視力が0.6以下になったもの(注4)	眼	(喪)35% (自賠)616 (青)600~700 (赤)69Q (人傷)300	注4視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。 注26)Ⅴ/4指標による8方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の60%以下になった場合とされる。 注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、舌しゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(補てつ不能の場合))とされる。 言語機能については、注70の種の音のうち種の発音不能のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注28)両耳の平均純音聴力レベルが60dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注29)両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上のものであり、かつ、他耳の平均純音聴力レベルが50dB以上のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注30)高次脳機能障害の場合の判断基準については、『脳外傷による高次脳機能障害相談マニュアル』(28頁)参照。脳損傷による、軽度の単麻痺、脊髄損傷による1下肢の軽度の単麻痺、の場合が挙げられている。またてんかんの場合は、「数ヶ月に1回以上の発作が転倒する発作等以外の発作であるもの又は服薬継続によりてんかん発作がほぼ完全に抑制されているもの、とされる。非器質性精神障害の場合の重篤のものはこの等級と評価される(もちろん、上位等級に評価される場合もあることに注意)。 注6)母指の場合は指節間関節、その他の指の場合は、近位指節間関節以上を失ったもの、を指すとされ、a)手指を中手骨又は基節骨で切断した場合、b)近位指節間関節(母指の場合は、指節間関節)において、基節骨と中手骨とを離断した場合が該当する。 注9)手指の用喪、とは、a)手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b)中手指節間関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c)母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d)手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したものを、が該当する。
		2	眼の視力が0.06以下になったもの(注4)	眼		
		3	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの(注26)	眼		
		4	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	眼		
		5	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	鼻		
		6	咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの(注27)	咀嚼・言語		
		7	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注28)	耳		
		8	1耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(注8・注29)	耳		
		9	1耳の聴力をまったく失ったもの(注8)	耳		
		10	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの(注30)	神経・精神		
		11	胸部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	胸部腹部		
		12	1手のおや指又は親指以外の20手指を失ったもの(注6)	手指		
		13	1手のおや指を含み20手指の用を廃したもの又はおや指以外の30手指の用を廃したもの(注9)	手指		
		14	1足の第10足指を含み2以上の足指を失ったもの(注11)	足		
		15	1足の足指の全部の用を廃したものの(注19)	足		
		16	外貌に相当程度の醜状を残すもの(注22)	外貌		
		17	生殖器に著しい障害を残すもの	生殖器		
第2	10	1	眼の視力0.1以下になったもの(注4)	眼	(喪)27% (自賠)461 (青)480~570 (赤)55Q (人傷)200	注4視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。 注31)平成18年度施行令改定により新設されたもの。平成18年3月31日以前に発症した事故については実務上の運用で、正面視で複視が生じるものは10級、それ以外で複視が生ずるものは14級の相当等級(自賠法施行令別表第二備考六)が認定される。 注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、舌しゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(補てつ不能の場合))とされる。 言語機能については、注70の種の音のうち種の発音不能のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注32)両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注33)1耳の平均純音聴力レベルが80dB以上90dB未満のもの、とされる。 注9)手指の用喪、とは、a)手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b)中手指節間関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c)母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d)手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したものを、が該当する。 注19)手指の障害については、平成18年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成18年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。 注22)「外貌」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分を行い、著しい醜状は、a)頭部の、てのひら大(指の部分は含まない)以上の癒痕又は頭蓋骨の手のひら大以上の欠損、b)顔面部の、鶏卵大面以上の癒痕又は10円銅貨大以上の組織陥凹、c)頸部のてのひら大以上の癒痕、が該当する。なお、平成23年5月の改正で男女間の等級評価の相違がなくなるとともに、従前の基準にあった5cm以上の線状痕については評価が下げられ9級1号「外貌に相当程度の醜状を残すもの」とされた。 注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。 注31)平成18年度施行令改定により新設されたもの。平成18年3月31日以前に発症した事故については実務上の運用で、正面視で複視が生じるものは10級、それ以外で複視が生ずるものは14級の相当等級(自賠法施行令別表第二備考六)が認定される。 注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、舌しゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(補てつ不能の場合))とされる。 言語機能については、注70の種の音のうち種の発音不能のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注32)両耳の平均純音聴力レベルが50dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上であり、かつ、最高明瞭度が70%以下のもの、とされる。 注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 注33)1耳の平均純音聴力レベルが80dB以上90dB未満のもの、とされる。 注9)手指の用喪、とは、a)手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b)中手指節間関節又は近位指節間関節(母指の場合は指節間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c)母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d)手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したものを、が該当する。 注19)手指の障害については、平成18年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成18年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。 注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。 注34)関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの、及び、人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節の可動域が健側の1/2を超えるものが該当する。
		2	正面を見た場合に複視の症状を残すもの(注31)	眼		
		3	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの(注27)	咀嚼・言語		
		4	14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	歯		
		5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの(注8・注32)	耳		
		6	1耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの(注8・注33)	耳		
		7	1手のおや指又は親指以外の20手指の用を廃したもの(注9・注19)	手指		
		8	下肢を3センチメートル以上短縮したもの	下肢		
		9	1足の第10足指又は他の40足指を失ったもの(注11)	足指		
		10	1上肢の3次関節中の関節の機能に著しい障害を残すもの(注34)	上肢		
		11	1下肢の3次関節中の関節の機能に著しい障害を残すもの(注34)	下肢		

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考	
第2	11	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	眼	(喪)20% (自賠)331 (青) 360~430 (赤)420 (人傷)150	<p>(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。</p> <p>(注35)両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上のものとされる。</p>	
		2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	眼			
		3	眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	眼			
		4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	歯			
		5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(注8・注35)	耳			
		6	1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの(注8・注36)	耳			
		7	脊柱に変形を残すもの(注37)	脊柱			
		8	手のひとさし指、中指又は薬指を失ったもの(注6・注19)	手指			
		9	足の第10足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注21)	足指			
		10	胸部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの(注38)	胸腹部			
	第2	12	1	眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	眼	(喪)14% (自賠)224 (青) 250~300 (赤)290 (人傷)100	<p>(注39)裸体となったとき、変形(欠損を含む)が明らかにわかる程度のものを行い、変形がエックス線写真によって、はじめて発見し得る程度のものでないこととされる。ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して一つの障害として取り扱う。ろく骨についても、ろく骨に準じて取り扱う。骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除かれる。</p>
			2	眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	眼		
			3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	歯		
			4	1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	耳		
5			鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの(注39)	鎖骨・胸骨・ろく骨・けんこう骨・骨盤骨			
6			上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの(注40)	上肢			
7			下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの(注40)	下肢			
8			長管骨に変形を残すもの(注41)	長管骨			
9			手のこ指を失ったもの(注6・注19)	手指			
10			手のひとさし指、中指又は薬指の用を廃したもの(注9)	手指			
11			足の第20足指を失ったもの、第20足指を含み20足指を失ったもの又は第30足指以下の30足指を失ったもの(注11)	足指			
12			足の第10足指又は他の40足指の用を廃したもの(注21)	足指			
13			局部に頑固な神経症状を残すもの(注42)	神経・精神			
14			外貌に醜状を残すもの(注43)	外貌			

後遺障害等級一覧

別表	等級	号	内容	部位	喪失率等	備考
第2	13	1	眼の視力が0.6以下になったもの(注4)	眼		(注4)視力は万国式視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
		2	正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの(注31)	眼		(注31)平成16年度施行令改定により新設されたもの。平成16年6月30日以前に発症した事故については実務上の運用で、正面視で複視が生じるものは10級、それ以外で複視が生ずるものは1級の相当等級(自賠法施行令別表第二備考六)が認定される。
		3	眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの(注27)	眼		(注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、そして関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷(不正咬合の場合))とされる。
		4	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	眼		言語機能については、注7の4種の音のうち1種の発音不能のもの、とされる。
		5	歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	歯		
		6	手の小指の用を廃したもの(注19・注9)	手指	(喪)9% (自賠)139 (青) 160~190 (赤)180 (人傷)60	(注19)手指の障害については、平成16年施行令改定により指示の評価を格下げし、小指の評価を格上げする変更が行われた。それに伴い、複数の指の障害を組み合わせて評価する場合にも従来より等級が格下げとなる場合が生じているので注意を要する。なお、平成16年10月14日までに発生した事故については、格上げされた障害については従前の等級評価がなされるよう経過措置が置かれている。
		7	手の親指の指骨の一部を失ったもの(注45)	手指		(注9)手指の用廃とは、a手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b中手指関節又は近位指節間関節(母指の場合は指根間関節)の可動域が健側(障害のない側)の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、c母指の横側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているもの、d手指の末節の指腹部および側部の深部感覚及び表在感覚が完全に喪失したものを、が該当する。
		8	下肢を1センチメートル以上短縮したもの	下肢		(注45)1指骨の一部を失って(遊離骨片の状態を含む)いることが線写真等によって確認できるものが該当する。
		9	足の第30足指以下の又は20足指を失ったもの(注11)	足指		(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。
		10	足の第20足指の用を廃したものの、第20足指を含み20足指の用を廃したものの又は第30足指以下の30足指の用を廃したもの(注21)	足指		(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあつては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。
		11	胸腹部の機能に障害を残すもの(注38・注44)	胸腹部		(注38)従来は『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』が1級とされていたが、平成16年施行令改定により『胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの』が1級とされ、『胸腹部臓器の機能に障害を残したもの』は1級へと格下げとなった。 (注44)従前8級とされていた「脾臓又は個の腎臓を失ったもの」は、平成16年施行令改定により削除され、「脾臓を失ったもの」は1級とされることになった。腎臓の亡失については目安とされる検査数値に従い、7・9・11・13の各等級に格付けされる。
14	1	眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	眼			
	2	歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	歯			
	3	耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(注8・注46)	耳		(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注46)耳の平均純音聴力レベルが40dB以上70dB未満のものとする。	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(注47)	外貌		(注47)露出面とは、上肢の場合は、上腕から指先まで、下肢の場合は、大腿から足の背までを指すとされる。労災の認定基準より範囲が広がっていることに注意。露出面にてのひら大以上の癩痕が残った場合がこれにあたる	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの(注47)	外貌	(喪)9% (自賠)75 (青) 90~120 (赤)110 (人傷)40		
	6	手の小指以外の手指の指骨の一部を失ったもの(注48)平成16年改正	手指		(注48)この号は、平成16年施行令改定により要件が変更されているので注意。	
	7	手の小指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの(注49)	足指		(注49)この号は、平成16年施行令改定により要件が変更されているので注意。	
	8	足の第30足指以下の又は20足指の用を廃したもの(注21)	足指		(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあつては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
	9	局部に神経症状を残すもの(注50)	神経・精神		(注50)神経系統の障害の存在が医学的に説明可能な場合とされる。すなわち、神経障害の存在は証明するまでにはいたらなくても、被害者の訴える症状の発生が医学的に説明できる場合がこれにあたる(29頁参照)。	

喪失率等欄の数字は、上から、

労働能力喪失率、
自賠責保険金額、
慰謝料青本基準、
同赤本基準、
同人身傷害保険基準
です。

人身傷害保険基準は、保険会社各社毎に多少は異なりますが、私が加入している三井住友海上火災保険株式会社の平成24年版約款から掲載しました。人傷保険基準が相当低くなっているのが残念なところです。